

個別労働関係紛争解決制度のご案内

労働問題の専門家が解決のお手伝いをします

職場でのトラブルでお悩みの方へ

総合労働相談コーナー

お気軽にご相談ください

解雇
雇止め

労働条件
・賃金の
引下げ

転勤・
配置転換

職場の
いじめ
嫌がらせ

など



最寄りの「総合労働相談コーナー」をご利用ください
(4面一覧表参照)

職場でのトラブル解決を無料でサポートする制度があります

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、次の3つの制度が用意されています。個々の労働者と事業主との間のトラブル(個別労働紛争)でお困りのときは、ぜひこれらの制度をご利用ください。

1 総合労働相談コーナー

個別労働紛争の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づいて発生したものが多く見られます。こういった場合は、労働問題に関する法令や判例の情報を入手したり専門家に相談することで、紛争に発展することを未然に防止し、または紛争を早期に解決することができます。

このため、福岡労働局の総務部企画室、県内の労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置し、総合労働相談員を配置しています。

総合労働相談コーナーでは、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げといった労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が、面談あるいは電話で相談に対応します。

2 労働局長による助言・指導

「助言・指導」は、民事上の個別労働紛争について、一方の紛争当事者の申し出に基づき、他方の紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促す制度です。

助言・指導の対象となるのは、以下のような民事上の個別労働紛争です。

- ①解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更などの労働条件に関する紛争
- ②いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争
- ③募集・採用に関する紛争
- ④営業車など会社の所有物の破損についての損害賠償をめぐる紛争

※賃金不払いのように、労働法に違反する問題については労働基準監督署等が直接対応します。

【助言・指導解決の例】

解雇に係る助言・指導

事案の概要

申出人は、1年契約の派遣社員として勤務していたが、契約期間の途中に、解雇の予告を受けた。解雇理由は、同僚との協調性がなく、注意しても改善がないというものであった。申出人としては、そのような事実はないことを主張したが、解雇されるに至った。
申出人としては、雇用継続を求めたいとして助言・指導を申し出た。

助言・指導の結果

・事業主に対し、期間の定めのある労働契約の場合では、一般に契約期間満了まで解雇できないことについて説明し、申出人の主張の内容を十分確認した上で、解雇の判断が妥当なものであるか検討するよう助言した。
・事業主は、解雇と判断した理由について再検討した結果、解雇と判断したことは妥当ではなく、引き続き雇用することとした。

3 紛争調整委員会によるあっせん

「あっせん」は、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。紛争当事者の間に公平・中立な第三者として労働問題の専門家（紛争調整委員会の委員）が入り、双方の主張の要点を確かめ、合意による解決に導く制度です。

あっせんは、原則として1回のみ行われ、また、一方が不参加を表明した場合は行われません。あっせんは、無料で行われますが、「あっせん申請書」の提出が必要です。

【あっせん解決の例】

いじめ・嫌がらせ（支店長からの叱責等）に係るあっせん

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事案の概要 | 申請人は、新しく赴任した支店長からミスするたびに強く叱責され、ミスをしてはいけないとの思いから精神的に追い込まれたため体調を崩し、退職せざるを得なくなった。 復職の希望はないが、 <u>精神的・経済的損害を被ったことについての補償金として100万円の支払いを求めたい</u> としてあっせん申請した。 |
| あっせんの結果 | ・あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人である事業主としては、支店長の行為は、申請人のミスをなくすための指導を行ったもので、いじめ・嫌がらせの意図はなかったとの認識であるが、問題を解決するために、金銭による解決をすることは可能であるとの考えを示した。 ・あっせん委員が、 <u>解決金として双方の譲歩可能な金額を確認し、調整した結果、被申請人が解決金として60万円を支払うことで合意が成立し、解決した。</u> |

退職勧奨に係るあっせん

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事案の概要 | 申請人は、体調不良で休むことがあったため、上司に対して、出勤日数や勤務時間を減らして勤務させてほしい旨伝えたところ、翌日になって、上司3人から、長時間にわたって、退職届にサインするよう説得されたため、やむなくサインをしてしまった。 <u>しかし、本心は退職したくないので、継続雇用を希望するが、それができない場合には、精神的・経済的損失として70万円の支払いを求めたい</u> としてあっせん申請した。 |
| あっせんの結果 | ・あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人としては、今回の退職は本人も納得しての自己都合退職と考えているので解決金を支払う意思はないが、申請人の心情を考慮して、5万円程度であれば支払うことは可能であるとの考えを示した。 ・双方の金額の開きが大きいと、あっせん委員が、再度、双方に解決のための譲歩を促したところ、被申請人から、解雇予告手当に相当する30万円が上限であるとの回答があり、申請人に提示したところ、 <u>解決金として30万円を支払うことで合意が成立し、解決した。</u> |

福岡労働局内 総合労働相談コーナー 一覧

福岡労働局ホームページでもご案内しています

| 総合労働相談コーナー名 | | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------|------|---------------------------------------------------|--------------|
| 福岡地区 | 福岡中央 | 〒810-8605 福岡市中央区長浜 2-1-1 福岡中央労働基準監督署内 | 092-761-5607 |
| | 福岡東 | 〒813-0016 福岡市東区香椎浜 1-3-26 福岡東労働基準監督署内 | 092-661-3770 |
| 北九州地区 | 北九州西 | 〒806-8540 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10 北九州西労働基準監督署内 | 093-622-6550 |
| | 北九州東 | 〒803-0814 北九州市小倉北区大手町 13-26 北九州東労働基準監督署内 | 093-561-0881 |
| | 門 司 | 〒800-0004 北九州市門司区北川町 1-18 北九州東労働基準監督署門司支署内 | 093-381-5361 |
| | 行 橋 | 〒824-0005 行橋市中央 1-12-35 行橋労働基準監督署内 | 0930-23-0454 |
| 筑豊地区 | 飯 塚 | 〒820-0018 飯塚市芳雄町 13-6 飯塚労働基準監督署内 | 0948-22-3200 |
| | 田 川 | 〒825-0013 田川市中央町 4-12 田川労働基準監督署内 | 0947-42-0380 |
| | 直 方 | 〒822-0017 直方市殿町 9-17 直方労働基準監督署内 | 0949-22-0544 |
| 筑後地区 | 大牟田 | 〒836-8502 大牟田市小浜町 24-13 大牟田労働基準監督署内 | 0944-53-3987 |
| | 久留米 | 〒830-0037 久留米市諏訪野町 2401 久留米労働基準監督署内 | 0942-33-7251 |
| | 八 女 | 〒834-0047 八女市稲富 132 八女労働基準監督署内 | 0943-23-2121 |
| 福岡労働局 総合労働相談コーナー | | 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 4 階指導課内 | 092-411-4764 |

夜間・土日に無料でご相談をお受けします

厚生労働省委託事業

労働条件相談ほっとライン
フリーダイヤル 0120-811-610

相談時間 月・火・木・金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時